

いずも防災メール等への不正アクセスに伴う対応について

いずも防災メール、職員参集メール及びNET119の運営会社である株式会社アルカディアにおいて、第三者による不正アクセス及び個人情報漏えいのおそれが確認されました。これを受け、本市では、以下のとおり対応しましたので報告します。

※NET119とは、音声での通話が困難な聴覚・言語障がいのある方がスマートフォンなどを使用して文字入力により消防へ通報が可能なシステムです。

記

1. 運営会社

株式会社アルカディア（大阪府箕面市桜井1丁目10番28号）

2. 不正アクセスの影響を受けた配信メール等

一斉同報サービスを使用した以下の配信メール等

- ① いずも防災メール
- ② 職員参集メール
- ③ NET119
- ④ 消防職員参集メール

3. 登録者数

- ① いずも防災メール 9,792 人
- ② 職員参集メール 839 人
- ③ NET119 26 人
- ④ 消防職員参集メール 225 人

4. 漏えいの可能性のある情報

- ① いずも防災メール メールアドレス
- ② 職員参集メール メールアドレスと氏名
- ③ NET119 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、FAX番号
- ④ 消防職員参集メール メールアドレスと氏名

5. 登録者への対応

(1) いずも防災メール、職員参集メール

- ① 不正アクセスに伴う個人情報漏えいのおそれ・注意喚起を市ホームページに掲載
- ② 登録されているメールアドレスにホームページと同じ内容を個別送信

(2) NET119

- ① 不正アクセスに伴う個人情報漏えいのおそれ・注意喚起を市ホームページ及び消防本部ホームページに掲載
- ② 登録されているメールアドレスに注意喚起にかかる内容を個別送信

(3) 消防職員参集メール

- ① 登録職員のメールアドレスに市ホームページと同じ内容を個別送信

6. 個人情報保護委員会（内閣府の外局）への対応

行政機関が個人情報の漏えい（おそれ）を確認した場合は、内閣府の外局である個人情報保護委員会に対し、個人情報の保護に関する法律第68条第1項及び同施行規則第44条の規定に基づき報告することが義務付けられています。

状況発覚についての「速報」は、既に提出を行いました。60日以内に報告することと規定されている詳細な内容、今後の対応については、同委員会と運営会社の協議により、運営会社が代行して報告を行います。

【個人情報保護委員会に報告が義務付けられている要件のうち、次に該当】

- ア. 不正の目的で行われたおそれがある場合（外部からの不正アクセスなど）
- イ. 漏えい人数が100人を超える場合

7. 対応の経過

(1) 共通（運営会社対応）

- 10月11日 16:30 運営会社において、不正アクセスが疑われる不審な挙動を確認
- 10月12日 3:00 頃 運営会社において、侵入経路を塞ぐ応急措置、影響範囲の特定調査を開始
- 10月15日 15:00 頃 停止していたメール配信サービスの復旧完了

(2) いずも防災メール、職員参集メール関係

- 10月13日 11:00 運営会社において、ドメイン6種類のうち侵入経路である2種類についてメール配信サービスを停止（本市は対象外）
- 10月13日 14:12 運営会社から本市防災安全課代表メールへ、不正アクセスによる個人情報の漏えいの可能性について連絡
- 10月14日 13:00 本市ホームページへ、不正アクセスに伴う注意喚起を掲載
- 10月15日 16:20 メール登録者へ、個人情報漏えいのおそれについて通知
- 10月16日 個人情報保護委員会へ速報を提出

(3) NET119、消防職員参集メール関係

- | | |
|--------------|---|
| 10月14日 16:00 | 職員参集メール「119RAIDEN」及び「NET119」において、不正アクセスによる個人情報漏えいの可能性がある旨を運営会社が公表 |
| 10月14日 17:00 | 消防職員参集メール：メール登録者へ、個人情報漏えいのおそれについて通知 |
| 10月14日 17:00 | NET119：本市ホームページへ、不正アクセスに伴う注意喚起を掲載 |
| 10月15日 9:40 | NET119：消防ホームページへ不正アクセスに伴う注意喚起を掲載 |
| 10月16日 13:40 | NET119：登録者へ、個人情報漏えいのおそれについて通知 |
| 10月21日 | 個人情報保護委員会へ速報を提出 |